

調書(決定)

事件の表示 平成 18 年 (行ツ) 第 40 号  
決定日 平成 18 年 4 月 18 日  
裁判所 最高裁判所第三小法延  
当事者等 別紙当事者目録記載のとおり  
原判決の表示 東京高等裁判所平成 17 年(行コ)第 113 号(平成 17 年 11 月 10 日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第 1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第 2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法 312 条 1 項又は 2 項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備・食違いをいうが、その実質は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成 18 年 4 月 18 日

最高裁判所第三小法延

当事者目録

上告人	おんな労働組合（関西）
被上告人	中央労働委員会
同補助参加人	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構